

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和元年9月受付分） *印は寄付者の意向により金額不記載

【金銭寄付】

<福祉推進のために>

○株式会社アンリール様（西富町）	50,000円	○故 加藤 テル子様（相内）	30,000円
○夏伐 勉様（西三輪）	20,000円		

<福祉推進のために>（常呂地域のために）

○松平 知子様（常呂町） 500,000円

<故人が生前お世話になったため>

○会田 英子様（端野町）	30,000円	○小間 ヨシエ様（留辺蘂町）	10,000円
○オー・エヌ観光株式会社			
代表取締役 中澤 佐代子様（留辺蘂町）	20,000円	○岩橋 満治様（留辺蘂町）	20,000円

<チャリティー社交ダンスパーティーの益金を>

○留辺蘂社交ダンス同好会様（留辺蘂町） 20,000円